

水泉荘デイサービスセンター

当施設(事業所)は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 0475500229)

1. 経営法人(事業者)

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区栗生1丁目25番地1
(3) 電話番号 022-391-6658
(4) 代表者氏名 理事長 金森 従雄
(5) 設立年月 平成8年2月1日

2. 施設(事業所)の概要

- (1) 施設(事業所)の種類 通所介護事業所 ・平成12年4月1日指定
通所介護型サービス事業所 ・平成30年4月1日指定
(2) 施設(事業所)の名称 水泉荘デイサービスセンター
(3) 施設(事業所)の所在地 宮城県仙台市泉区実沢字橘川屋敷1番地
(4) 電話番号 022-376-8050
(5) 管理者氏名 施設長 目黒 勉
(6) 開設年月 平成12年4月1日
(7) 通常の事業の実施地域 仙台市泉区

小角、上谷刈、加茂、北高森、北中山、実沢、住吉台西、住吉台東、
高森、長命ヶ丘東、長命ヶ丘、寺岡、西田中、西中山、根白石、朴沢
福岡、野村、古内、みずほ台、南中山、紫山、館
仙台市青葉区
川平3~5丁目、桜ヶ丘7丁目、中山8、9丁目
中山台1~4丁目、中山吉成1~3丁目、吉成台2丁目

(8) 営業日及び営業時間

営業日	月~土曜日(定休日 日曜、1月1日)
受付時間	8:00 ~ 19:00
サービス提供時間	9時00分~16時30分まで(送迎時間を除く)

- (9) 利用定員 月曜日~土曜日 35人 (通所介護型及び通所介護を合わせた人数)

3. 職員の配置状況

職種	常勤専従		常勤兼務		非常勤専従		非常勤兼務	
	配置職員数	配置職員数	常勤換算	配置職員数	常勤換算	配置職員数	常勤換算	
1. 事業所長(管理者)		1名	0.3名					
2. 介護職員	4名	1名	0.5名	1名	0.8名			
3. 生活相談員	1名	2名	0.7名					
4. 看護職員						4名	1.0名	
5. 機能訓練指導員	1名							

主な職種の勤務体制

職種	サービス提供体制	指定基準(サービス提供時間帯)	
		月~金曜日	土曜日
1. 生活相談員	配置時間 8:00~17:00	1名	1名
2. 介護職員	配置時間 8:00~17:00 上記時間内を交代制で勤務しています。	4名以上	4名以上
3. 看護職員	配置時間 9:00~16:30	1名	1名
4. 機能訓練指導員	配置時間 8:00~17:00	1名 ※注1	0名 ※注1

4. 当施設(事業所)の利用料金

【要支援認定の方】(通所介護型)

1. 基本料金(1月につき)

要介護度	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要支援1	18,465円	1,847円	3,694円	5,152円
要支援2	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円

2. 加算料金(1月につき)

加算内容	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
生活機能グループ活動加算	103円	206円	309円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1の方 要支援2の方	91円	181円	272円
	181円	362円	543円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数		

○生活機能向上グループ活動加算は、グループ単位で日常生活上の支援のための活動を行った場合に加算されます。

○介護職員等処遇改善加算は、事業者が介護職員の賃金に対する改善を実施している場合に算定要件に基づいて加算されます。

※厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所への加算となります。

●指定通所介護型事業と同一建物に居住する方に対して、要支援1の方で1割負担387円、2割負担773円、3割負担1,159円、要支援2の方で1割負担773円、2割負担1,545円、3割負担2,317円の減額となります。

【要介護認定の方】(通所介護)

1. 基本料金(1日につき)

○通常型規模通所介護

[4時間以上5時間未満の利用]

要介護度	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	3,984円	398円	796円	1,195円
要介護2	4,559円	455円	911円	1,367円
要介護3	5,155円	515円	1,031円	1,546円
要介護4	5,751円	575円	1,150円	1,725円
要介護5	6,336円	633円	1,267円	1,900円

[5時間以上6時間未満の利用]

要介護度	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	5,853円	585円	1,170円	1,756円
要介護2	6,911円	691円	1,382円	2,073円
要介護3	7,979円	797円	1,595円	2,393円
要介護4	9,037円	903円	1,807円	2,711円
要介護5	10,105円	1,010円	2,021円	3,031円

[6時間以上7時間未満の利用]

要介護度	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	5,997円	599円	1,199円	1,799円
要介護2	7,076円	707円	1,415円	2,122円
要介護3	8,174円	817円	1,634円	2,452円
要介護4	9,253円	925円	1,850円	2,775円
要介護5	10,352円	1,035円	2,070円	3,105円

[7時間以上8時間未満の利用]

要介護度	利用料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要介護1	6,757円	675円	1,351円	2,027円
要介護2	7,979円	797円	1,595円	2,393円
要介護3	9,243円	924円	1,848円	2,772円
要介護4	10,506円	1,050円	2,101円	3,151円
要介護5	11,789円	1,178円	2,357円	3,536円

2. 加算料金

○個別機能訓練加算は、機能訓練指導員の勤務状況及びその他の算定用要件によりいずれかを加算します。

加算内容	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ /日	58円	115円	173円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ /日	79円	157円	235円
個別機能訓練加算(Ⅱ) /月(Ⅰに上乗せ)	21円	41円	62円
入浴介助加算(Ⅰ) /日	41円	82円	123円
入浴介助加算(Ⅱ) /日	52円	103円	154円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) /日	23円	46円	68円

○介護職員処遇改善加算は、事業者が介護職員の賃金に対する改善を実施している場合に算定要件に基づい

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

て加算されます。

※厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所への加算となります。

- 要介護認定の方を対象に指定通所介護事業所と同一建物に居住する利用者及び同一建物から通う利用者に対して、1日につき1割負担97円、2割負担193円、3割負担290円の減額になります。
- 要介護認定の方を対象に居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき1割負担49円、2割負担の97円、3割負担145円の減額になります。

3. 介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金

【介護・要支援共通】

①食事の提供	昼食代(おやつ代込み)	500円/回 (おやつ代のみ) 50円/回
②時間延長養護 サービス利用時の食事代	朝食代	430円/回
	夕食代	500円/回
③複写物の交付	コピー代	10円/枚
④日常生活上必要となる諸 費用実費	おむつ代	Mサイズ 100円/枚
		Lサイズ 100円/枚
		LLサイズ 100円/枚
	尿取りパット	30円/枚
	紙パンツ	M~Lサイズ 100円/枚
		L~LLサイズ 100円/枚
⑤時間延長養護サービス	8:00~9:00 まで 18:00~19:00 まで	500円/30分 (30分未満切り上げ)